

# 令和4年度第6回

## 十和田市農業委員会総会議事録

期日 令和4年9月15日

場所 十和田市役所別館5階会議室

令和4年度第6回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所別館5階会議室

2. 開 会 日 時 令和4年9月15日(木) 午後2時11分

3. 閉 会 日 時 令和4年9月15日(木) 午後2時44分

4. 出席農業委員(17名)

2番	中野雄一郎君	3番	芋田一弘君
4番	立崎和寿君	5番	山田利昭君
6番	小笠原秋彦君	7番	稲田優憲君
8番	柿本広一君	9番	奥山博君
10番	小田正喜君	11番	外山康仁君
12番	小笠原和男君	13番	箕輪展忠君
14番	竹浦寿広君	15番	野崎さち子君
17番	力石堅太郎君	18番	山崎誠一君
19番	杉山秀明君		

5. 欠席農業委員(1名)

1番 米田拓実君

6. 出席農地利用最適化推進委員(14名)

旧十和田湖町地区	白山雄治郎君	旧十和田湖町地区	中屋敷鉄男君
三本木地区	関川明君	三本木地区	山端敏行君
四和地区	工藤優美子君	深持地区	沢目勝弘君
切田地区	若沢弘幸君	切田地区	中川原彰造君
大深内地区	斗沢信一君	大深内地区	大平靖四郎君
伝法寺地区	工藤美江子君	東部地区	山端至誠君
藤坂地区	松田賢志君	六日町地区	竹ヶ原竹夫君

## 7. 会議に付した案件

- 報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第30号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 報告第31号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第32号 農地等の現況について（裁判所）
- 報告第33号 農地等の現況について（十和田市）
- 報告第34号 農用地利用配分計画の認可について
- 報告第35号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて
- 議案第29号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第30号 十和田市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第31号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第32号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

## 8. 議事録署名委員

2番 中野 雄一郎 君                      4番 立崎 和寿 君

## 9. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長	横岡 聖一	事務局 次長	安本 宗徳
事務局 農地係長	小笠原 満	事務局 振興係長	苫米地 慶
事務局 主査	村中 健大	事務局 主査	佐々木 徳幸
事務局 主事	佐藤 菜奈		

## 10. 書 記

事務局 主事 佐藤 菜奈

議 長（杉山秀明君）本日の欠席通告者は、1番 米田 拓実 委員です。出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。ただ今より、令和4年9月6日に告示招集いたしました、令和4年度第6回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議 長（杉山秀明君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。2番 中野 雄一郎 委員、4番 立崎 和寿 委員を指名いたします。

議 長（杉山秀明君）会議書記には、佐藤 菜奈 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議 長（杉山秀明君）次に会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）次に報告第29号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）議案書の1ページをお願いいたします。報告第29号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページです。農地法によるものが、4件14筆14,443平方メートルです。今後の意向につきましては、32番は農地転用の予定です。33番は別人に売買の予定、34番は別人に貸借の意向があり、あっせんの希望が出されております。35番は自ら耕作となっております。次に3ページです。農地中間管理事業によるものが、合計2件4筆5,435平方メートルです。今後の意向は、18番は農地として管理、19番は別人と売買の予定です。今回、協力金の返還はありません。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。はい。9番。

委員（奥山博君）9番、奥山です。ただいま事務局長の方から、協力金の返還がないということでご報告いただきました。この協力金についてお尋ねしたいと思っております。この協力金の交付あるいは給付する窓口はどこであるかというのが1点。それから給付は反当いくらという形なのか、あるいは1件に対する定額の給付なのか。そしてまた、今回返還がないという話でありましたけれども、返還に至る要件としては、これは要するに何かを約束していてできなかったからおそらく返還してもらうということになると思うんですが、その返還の認定要件、協力金についてお知らせ願いたいと思います。

議長（杉山秀明君）苜米地係長。

事務局振興係長（苜米地慶君）ただいまの質問にお答えします。まず1点目ですけれども、機構集積協力金、中間管理機構ともに窓口は農林畜産課があおもり農業支援センターから委託を受けて業務を行っています。続きまして2点目の質問ですけれども、機構集積協力金につきましては、平成25年度に始まって以降、何度か制度を変えていて何種類かあるんですけれども、まず1つ目が、耕作者集積協力金の面積当たりいくらで払われるタイプのもので、個人がもらうタイプのもので、あと2点目が経営転換協力金ということで、こちらも個人がもらうタイプのもので、これは農業をやめる、リタイヤする、全部貸すまたは稲作部門を全部やめて畑作だけにするなどの経営転換やリタイヤしたときにもらうタイプのものになります。こちらは、面積に応じて1戸当たりいくら、例えば5反歩であれば10万円とか2町歩であれば50万円、そして各個人に払われるものとなります。あと、地域集積協力金というものがあまして、地域全体で中間管理機構を使って農地を貸し借りして契約を結んだもの。これは地域に対して協力金が支払われます。個人でどうこうではありません。地域で団体を作ってそこでもらうものになります。今言ったとおり、いろんな種類があります。さらに1つ1つ要件がありますが、基本的には最低必要になる要件として、10年中間管理機構を使うというのが基本にありますので、今回の返還のように、もらっていたのに10年経つ前に解約してしまったものなど返還が発生するものとなっています。以上です。

委員（奥山博君）了解です。

議長（杉山秀明君）よろしいでしょうか。その他にございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第29号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第30号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）4ページをお願いいたします。報告第30号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。内容は5ページから7ページです。今回は、合計6件50筆116,026平方メートルで、すべて相続による所有権の取得です。6ページの54番につきましては、単有分と共有分の相続があります。取得後の内容は、自ら耕作、農地として管理、貸借中などとなっております。今回あっせん希望はありません。なお、宅地など農地以外の用途になっているものについては、今後、分筆及び地目変更の指導をしていきたいと考えております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第30号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第31号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）8ページをお願いいたします。報告第31号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は9ページです。今回の照会は、合計4件5筆3,134平方メートルで、現地調査は令和4年9月6日に実施し、法務局への回答は9月8日に行っております。19番は、太子食品十和田工場から東に約130メートルの地点です。①、②ともに昭和52年建築の住宅の敷地になっています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。20番は、ちとせ小学校から南西に約600メートルの地点です。申請地は、資材置場になっています。現況が20年以上経過しており、税務課税台帳においても現況地目、雑種地であることから非農地と判断しております。21番は、十和田工業高校から東に約900メートルの地点です。申請地には、雑木等が繁茂しており、相当長期間にわたり農地としての利用実績がない状態です。今後も農地としての利用が見込まれないことから、非農地と判断しております。22番は、タイヤ館十和田から西に約90メートルの地点です。申請地には、昭和52年建築の住宅が建っています。20年以上宅地の状態であり、農地としての利用は困難であることから、非農地と判断しております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第31号を報告済みといたします。

議長 (杉山秀明君) 次に報告第32号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長 (横岡聖一君) 10ページをお願いいたします。報告第32号、農地等の現況について (裁判所)。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。11ページです。今回の照会は、合計1件1筆383平方メートルで、現地調査は令和4年8月19日に実施し、裁判所への回答は8月26日に行っております。場所は、西一番町の理念寺から西に約250メートルの地点です。照会のあった土地は、令和元年10月10日付で転用許可となりましたが、その後申請者が亡くなったため住宅の基礎を打った状態で建築が中断している状況です。現地の状況から、今後農地として利用できる状態にないことから非農地と回答しております。以上です。

議長 (杉山秀明君) 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第32号を報告済みといたします。

議長 (杉山秀明君) 次に報告第33号について事務局から報告いたします。局長。

事務局長 (横岡聖一君) 12ページをお願いいたします。報告第33号、農地等の現況について (十和田市)。十和田市長から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。内容は13ページです。今回の照会は、1件1筆3,018平方メートルで、現地調査は令和4年9月6日に実施し、市への回答は9月8日に行っております。場所は、沢田悠学館から北東に約1,000メートルの地点です。現地には水稲が作付けされ、農地として適正に利用されていることから土地の現況は農地で、買受適格証明の必要は有りと回答しております。また、照会地には3条貸借権が設定されているため、その旨あわせて回答しております。以上です。

議長 (杉山秀明君) 報告について、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (杉山秀明君) なしと認めます。よって報告第33号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第34号について事務局から報告をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）14ページをお願いいたします。報告第34号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。認可日は令和4年8月22日です。内容は15ページです。今回は、賃借権の設定で1件1筆1,257平方メートルです。新規の権利設定で、権利設定の期間は4年となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第34号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）次に報告第35号について事務局から報告いたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）16ページをお願いいたします。報告第35号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可の取消しについて。農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可について、別紙のとおり当事者による取消し願の提出があったので報告する件です。内容は、17ページです。本件は、進入路を整備する目的で令和4年2月10日付で転用許可を受けたものです。許可後に、既にあった別の進入路が通行できることとなったため、転用許可の取消し願が提出され令和4年8月26日付で県知事の承認を受けております。以上です。

議長（杉山秀明君）報告について、ご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。よって報告第35号を報告済みといたします。

議長（杉山秀明君）ここからは、議案に入ります。今月担当しました調査班の調査員は、竹浦班長、小笠原秋彦委員、山崎委員の3名です。令和4年9月6日に現地調査及び市役所別館4階会議室1にて聴取調査を行っております。

議長（杉山秀明君）次に、議案第29号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。



事務局長（横岡聖一君） 18ページをお願いいたします。議案第29号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。内容は19ページから21ページです。以上です。

議長（杉山秀明君） 許可申請に係る現地調査の結果について、報告願います。14番 竹浦 寿広 委員、お願いいたします。

報告委員（竹浦寿広君） 農地法第3条の許可に関する報告をいたします。今回の農地法第3条の申請は、合計6件です。内訳は、所有権移転5件、地上権設定1件です。はじめに所有権移転についてです。19ページの申請番号40番から42番は売買によるもので、20ページの申請番号43番は子へ贈与、44番は甥へ贈与するものです。次に地上権設定についてです。21ページの申請番号1番は、農地法第5条一時転用の営農型太陽光発電設備設置の更新によるものです。今回の申請について現地確認及び写真確認を行い、農地法第3条第2項各号等に照らして審査した結果、お手元の農地法第3条調査書のとおりすべての申請は許可要件を満たしていると考えます。報告は以上です。

議長（杉山秀明君） 竹浦委員、ご苦労様でした。

議長（杉山秀明君） これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君） ご異議なしと認めます。よって、議案第29号は許可することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君） 次に、議案第30号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君） 22ページをお願いいたします。議案第30号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので農業委員会の意見を求める件です。内容は23ページです。今回は、賃借権の設定が1件5筆12,736平方メ

ートルです。再設定で、利用権の設定の期間は9年となっております。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって、議案第30号は承認することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第31号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）24ページをお願いいたします。議案第31号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、青森県知事へ送付するための意見を求める件です。内容は、25ページから26ページです。今回は、合計9件12筆12,588.354平方メートルです。事務局から農地区分の判断などについてご説明いたします。28番の転用事由は、農地を売買で取得し、普通住宅を建築するものです。場所は北園小学校から西に約400メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。29番の転用事由は、農地を贈与で取得し普通住宅を建築するものです。場所は、ユニバース十和田西店から南西に約500メートルの地点です。農地区分は、都市計画法の用途地域内であるため第3種農地に該当します。30番の転用事由は、農地を使用貸借し駐車場及び休憩所を整備するものです。場所は、サンデー十和田店から北東に約150メートルの地点です。農地区分は、こちらも用途地域内であるため第3種農地に該当します。農地以外の土地も含めた非農地併用の事業です。なお、本件は転用許可前に手続きがあることを知らずに、一部整備を行ってしまったため始末書付きでの申請となります。31番の転用事由は、農地を売買で取得し、資材置場を整備するものです。場所は、東小学校から北に約800メートルの地点です。農地区分は、農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。本件も、農地以外の土地を含む非農地併用の事業です。32番の転用事由は、農地を賃貸借し、重車両置場を整備するものです。場所は、三興電子工業から北東に約200メートルの地点です。農地区分は、

農用地区域外にあり、いずれの農地区分要件にも該当しないため、その他の2種農地に該当します。33番の転用事由は、農地を売買で取得し駐車場を整備するものです。場所は、特別養護老人ホーム八甲荘の東側隣接地です。農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の面積拡張のため不許可の例外に該当し、許可の見込みがあります。34番の転用事由は、農地を売買で取得し共同住宅2棟を建築するものです。場所は、イオンスーパーセンター十和田店から南西に約350メートルの地点です。農地区分は第1種農地ですが、申請地が集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。なお、本件は小規模開発行為の対象となります。35番は、議案第29号で3条による地上権設定が許可となった営農型太陽光発電設備の設置に係る案件です。場所は、十和田市下水処理場から北に約100メートルの地点です。3年間の一時転用で、下部の農地には水稻を作付けする予定です。農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用のため不許可の例外となります。36番の転用事由は、農地を2年間賃借し一時転用により、資材置場及び仮設事務所を整備するものです。場所は、イオンスーパーセンター十和田店から北西に約350メートルの地点で、IHミートパッカーの屠畜場整備地の南側になります。農地区分は農用地区域内農地ですが、一時転用のため不許可の例外となります。本件も、農地以外の土地を含む非農地併用の事業です。農地区分等については以上です。

議 長（杉山秀明君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について、報告願います。6番 小笠原 秋彦 委員 お願いいたします。

報告委員（小笠原秋彦君）農地法第5条の農地転用に関する報告をいたします。今回の農地法第5条の農地転用申請は9件です。令和4年9月6日午前9時、調査員3名による現地調査を行い、同日午後2時、市役所別館4階会議室1において、聴取調査を行いました。現地調査及び聴取調査では問題ありませんでした。以上、農地転用に係る立地基準及び一般基準の各要件等を満たしておりましたので、許可相当と認められます。

議 長（杉山秀明君）小笠原委員、ご苦労様でした。

議 長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第31号は要請することに決定いたしました。

議長（杉山秀明君）次に、議案第32号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。局長。

事務局長（横岡聖一君）27ページをお願いいたします。議案第32号、農業振興地域整備計画の変更に関する意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、十和田市長から別紙のとおり照会があったので意見を求める件です。内容は28ページと29ページです。今回の変更区分はすべて除外で、合計13件16筆52,082平方メートルです。1番と2番の変更理由は、太陽光発電設備を設置するものですが、いずれも現況が山林で非農地であるため、変更は適当と判断されます。3番は、誠幸園から南に約350メートルの地点です。北側、東側、西側は農地、南側は申請人の自社工場となっています。変更理由は、申請人が営む自動車整備工場の事業拡大に伴い、車両置場の増設を計画するものです。対象地の農地区分は第1種農地ですが、既存施設の2分の1以内の拡張であるため、不許可の例外に該当し、転用許可の見込みがあります。ただし、申請地に現在整備工場として利用している部分が一部かかっていますため、始末書付きとなります。したがって、計画の変更は適当と判断されます。4番は、深持の中村集落内の北西寄りの地点です。北側と西側は宅地、東側は農地、南側は県道となっています。変更理由は、市が消防団の屯所を申請地に新しく建築するものです。対象地は第1種農地ですが、特に公益性の高い事業と認められるため、農地法施行規則により転用許可は不要となります。よって計画変更は適当と判断されます。次に5番から7番まではの変更理由は、いずれも携帯電話無線中継基地局の設置によるものです。5番は、切田の見世集落の東寄りの地点で、北と東は市道、南と西は農地となっています。6番は、四和の種原集落の東寄りの地点で、北側と西側は農地、南と東側は市道となっています。7番は、マルゼン工業から東に約1,000メートルの地点で、北側は農地、南と東側は市道、西側は宅地となっています。対象地はいずれも第1種農地ですが、公益性の高い事業であるため、農地法施行規則により転用許可は不要となっています。したがって、計画の変更は適当と判断されます。次に、29ページの8番から13番までの6件につきましては、変更理由はいずれも非農地判断によるものです。8番と9番は、令和4年度第2回十和田市農業委員会総会、10番から13番については、令和4年度第4回十和田市農業委員会総会で非農地判断の報告を行った土地です。したがって、いずれも計画の変更は適当と判断されます。以上です。

議長（杉山秀明君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長（杉山秀明君）ご異議なしと認めます。よって議案第32号は承認することに決定いたしました。

議 長（杉山秀明君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これもちまして、令和4年度第6回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時44分 —————